

概要版

# 第2期熊野町 子ども・子育て支援事業計画



令和2年3月  
熊野町

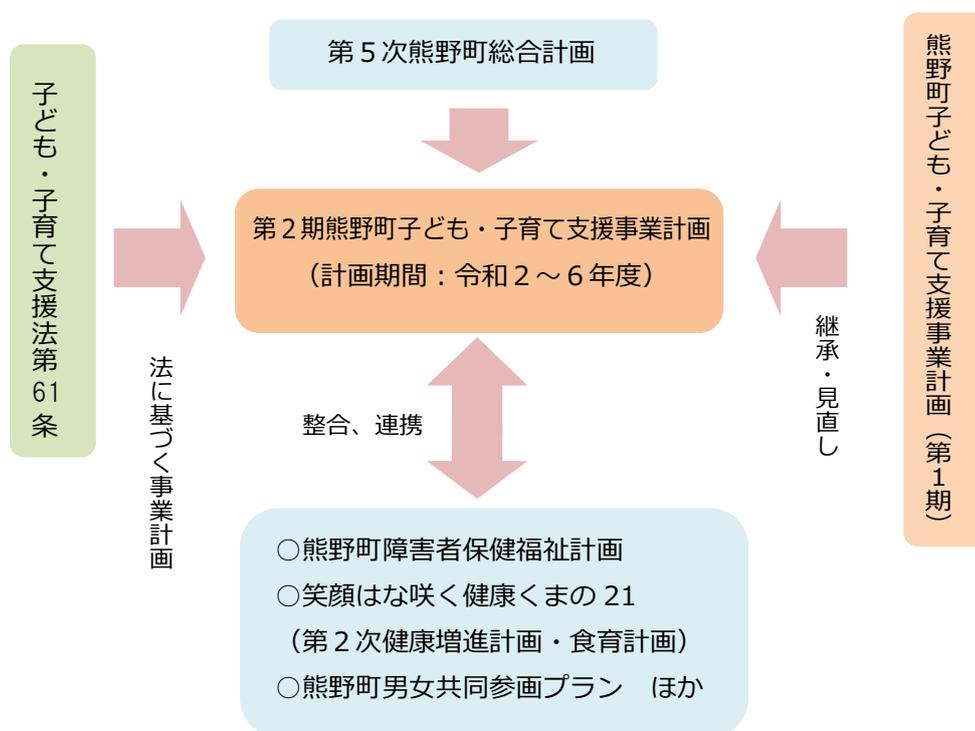
## 1. 計画の趣旨 (策定の趣旨・位置づけ)

熊野町では、子ども・子育て支援法第 61 条第 1 項に基づき、平成 27 年度から 5 年間に計画期間とする「熊野町子ども・子育て支援事業計画 (第 1 期)」を策定し、子育てに関する様々な施策を推進してきました。

第 1 期の計画期間が終了となることから、子育てニーズの多様化、子どもの貧困対策など、昨今の子どもを取り巻く環境の変化を踏まえ、「第 2 期熊野町子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

## 2. 計画の位置づけ

本計画は、「第 5 次熊野町総合計画」をはじめとして、子どもとまちづくりに関する上位計画、関連計画との整合・連携を図り、子育てに関する施策を総合的に推進します。



## 3. 計画の期間

計画の期間は、令和 2 年度から令和 6 年度までの 5 年間とし、定期的に計画の進捗状況を点検して、必要に応じた見直しも随時行います。

平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
熊野町子ども・子育て支援事業計画 (第 1 期)									
					第 2 期熊野町子ども・子育て支援事業計画				

## 4. 計画の体系

基本理念

視点

基本目標・施策

安らぎの子育てを支え、  
力強く健やかな子どもを育む熊野

安心・安全

### 健やかに生き、育てるための環境づくり

- ◎ くまの版ネウボラの推進 ～切れ目のない支援の充実～
- 子どもに関する医療体制の充実
- 障害のある子どもと家庭への支援の充実

### 子育てによるこびが持てる家庭づくり

- ◎ 親の子育て力の充実

### 生活環境の整備

- ◎ 子どもの安全・安心の確保

支え合い

### 地域における子育て支援体制づくり

- 地域における子育て支援の充実

### 保育サービスの充実

- ◎ 多様な保育事業の充実
- 乳幼児期における教育・保育の質の向上

### 子育て支援事業の充実

- ◎ くまの・こども夢プラザ（子育て支援センター）の機能強化
- ひとり親家庭の自立支援

### 職場における子育て支援の促進

- ◎ ワーク・ライフ・バランスの実現のための働き方の見直し
- 家庭生活・地域社会への男女共同参画の推進

### 子どもの貧困対策【新規】

- ◎ 子どもの貧困対策の推進

のびのび

### 子どもを育む環境の充実

- ◎ 様々な体験活動の促進

### 子どもの権利を尊重した社会の実現

- ◎ 児童虐待防止対策の強化

◎ 重点的施策（第1期計画より取組を拡充、又は新規）

## 5. 子育て支援施策の展開 ※重点的施策

### 「くまの版ネウボラ」の推進 ～切れ目のない支援の充実～

いつでもだれでも利用できる子育て・見守り拠点である「くまの版ネウボラ」を構築し、担当保健師が妊娠期から出産、子育ての時期において切れ目なく支援し、安心して妊娠、出産、育児ができるよう体制を整備します。

<具体的な取組>

#### ・妊娠・出産・育児の切れ目ない支援 **新規**

子育て世代包括支援センターを拠点に、妊娠・出産期から子育て期まで切れ目のない支援を行うくまの版ネウボラを構築し、子育てに関する情報発信、相談機能を強化します。

#### ・子育て情報提供体制の強化 **新規**

母子健康手帳アプリ、LINE 公式アカウント「こふでりん」を開設し、ホームページ「くまのっ子ナビ」も活用しながら、子育てに関する情報を発信します。



### 親の子育て力の向上

子どもの成長における家庭の重要性についての意識啓発を図るとともに、子育てをする親が自信と責任を持って子育てができるよう、子育てに関わる情報提供や子育てに関わる情報提供や相談、学習機会の充実を図ります。

<具体的な取組>

#### ・親の子育て力の強化

くまの・こども夢プラザ等で講座等を開催し、親が子育てを学ぶ機会を提供します。



### 子どもの安全・安心の確保

関係機関・団体、地域住民との連携により、地域全体で子どもを見守る体制づくりを推進するとともに、通学路をはじめとした道路や関係施設の整備・点検を行うなど、子どもが安心して生活できる環境づくりを推進します。

<具体的な取組>

#### ・通学路の安全確保 **新規**

キッズ・ゾーンの設定を検討し、交通安全対策を推進します。



## 多様な保育事業の充実

安心して預けられる受け入れ体制を充実させ、保護者の多様な就労形態に対応した保育サービスの充実を図ります。

<具体的な取組>

・保育人材の確保

新規

保育士の確保等の支援を図り、安定した受入体制の確保に努めます。



## くまの・こども夢プラザ（子育て支援センター）の機能強化

くまの・こども夢プラザに保育士や保健師等の専門職を配置し、子育て家庭が安心して子どもを育てることができるよう相談体制を強化するとともに、子育てに関する情報を発信します。

<具体的な取組>

・子育て支援事業の充実

親子の絆づくりプログラム（BPプログラム）を実施し、第1子（0歳）を育てている母親を対象として、親子の絆づくり、母親同士の仲間づくり、子育てに必要な知識の習得などを目的とした場を提供します。



## ワーク・ライフ・バランスの実現のための働き方の見直し

家庭・地域・企業等の社会全体における、ワーク・ライフ・バランスの意義や働き方の見直しに向けた意識啓発を図ります。

<具体的な取組>

・女性の就職等支援

広島県の「女性就職総合事業」わーくわくママを活用し、くまの・こども夢プラザで出張相談（個別相談会）や就職応援セミナーを共催し、女性の就職を総合的に支援します。



## 子どもの貧困対策の推進

家庭の経済的貧困など様々な要因により、夢と希望を持つことが困難な状況の子どもたちを支援していくため、教育・生活・保護者の就労などの支援施策を推進し、すべての子どもが生まれ育った環境に左右されることなく、将来に向けて希望を持てるよう、支援の充実を図ります。

<具体的な取組>

### ・関係機関の連携強化

貧困等、困難な状況にある子どもについて、必要な支援が受けられるよう、幼稚園、保育所（園）、認定こども園、学校等と支援機関が連携できる体制を充実させます。



## 様々な体験活動の促進

地域の方々と交流をしながら、様々な体験活動ができるよう、関係機関と連携・協働して、地域イベントなどの各種体験活動を推進します。

<具体的な取組>

### ・キャリア教育の推進

**新規**

職場体験を通して働くことの意義や社会人としての生き方を学ぶ機会を提供します。

### ・手話に対する理解及び手話の普及

**新規**

「熊野町のいのちをつなぐ手話言語条例」に基づき、幼児期から手話に関心を深めることができるようにするための学習の振興に努めるとともに、学校教育における手話に親しむ活動など、手話への理解促進に努めます。



## 児童虐待防止対策の強化

「子ども家庭総合支援拠点」の体制を整備し、児童虐待の防止、早期発見・対応、保護・自立支援に至るまで、関係機関等と連携を強化し、切れ目のない総合的な支援を行います。

<具体的な取組>

### ・児童虐待の防止・早期発見

**新規**

「子ども家庭総合支援拠点」の体制を整備し、専門的な相談対応や訪問による継続的な支援を行います。



## 6. 事業量の見込みと確保方策

地域の子どもの数や教育・保育施設等の設置状況を踏まえ、「教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」が適切に提供されるよう、その「量の見込み」と提供体制の「確保方策」を定めました。

保育認定段階	年齢区分	保育の必要性	備考
1号	3～5歳	教育のみを必要とする子ども	幼稚園・認定こども園を利用できる家庭
2号	3～5歳	保育を必要とする子ども	保育所（園）・認定こども園を利用できるが、幼稚園を利用、希望する家庭
			保育所（園）・認定こども園を利用できる家庭
3号	0～2歳		3歳未満の保育所（園）・認定こども園を利用できる家庭

教育・保育施設	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1号認定 (3～5歳、認定こども園及び幼稚園)	人	115	117	114	111	104
		115	117	114	111	104
2号認定(幼稚園利用)	人	61	62	61	59	55
		61	62	61	59	55
2号認定(3歳～就学前、認定こども園及び保育所(園))	人	235	238	233	225	213
		235	238	233	225	213
3号認定(0歳、認定こども園及び保育所(園)+地域型保育)	人	40	39	38	36	36
		40	39	38	36	36
3号認定(1～2歳、認定こども園及び保育所(園)+地域型保育)	人	162	151	148	143	139
		162	151	148	143	139
地域子ども・子育て支援事業	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者支援事業	か所	2	2	2	2	2
		2	2	2	2	2
地域子育て支援拠点事業	人回	3,741	3,527	3,448	3,337	3,250
		3,741	3,527	3,448	3,337	3,250
妊婦健康診査	人	2,002	1,932	1,876	1,806	1,778
		2,002	1,932	1,876	1,806	1,778
乳児家庭全戸訪問事業	人	143	138	134	129	127
		143	138	134	129	127
養育支援訪問事業	人	40	40	40	40	40
		40	40	40	40	40
子育て短期支援事業 (ショートステイ)	人日	5	5	5	5	5
		5	5	5	5	5
ファミリー・サポート・センター事業 (1～3年生)	人日	107	106	103	102	98
		107	106	103	102	98
ファミリー・サポート・センター事業 (4～6年生)	人日	86	86	84	85	80
		86	86	84	85	80
一時預かり事業 (幼稚園在園者対象)	人日	15,453	15,668	15,331	14,839	14,009
		15,453	15,668	15,331	14,839	14,009
一時預かり事業 (在園児対応型以外)	人日	291	285	279	270	259
		291	285	279	270	259
延長保育事業	人	95	93	91	88	84
		95	93	91	88	84
病児保育事業	人日	5	5	5	5	5
		5	5	5	5	5
病後児保育事業	人日	9	9	9	9	9
		9	9	9	9	9
放課後児童クラブ (1～3年生、放課後児童健全育成事業)	人	234	221	204	191	194
		234	221	204	191	194
放課後児童クラブ (4～6年生、放課後児童健全育成事業)	人	49	49	48	49	46
		49	49	48	49	46

【表の見方】 上段：量の見込み 下段：確保方策

## 7. 計画の推進

### 1. 町民や地域、関係団体との協働

町のホームページ「くまのっ子 子育てナビ」、広報紙などの媒体や機会を通して、積極的に計画の周知・啓発を進めるとともに、既存の主体的な活動などと十分に連携を図りつつ計画を推進します。

また、町民や関係団体等で構成される「熊野町子ども・子育て会議」において、計画の進捗状況に関する情報公開や施策・事業の評価や課題整理などを行います。

### 2. 計画の推進体制

子ども・子育て支援に関する施策は、教育・保育をはじめ、様々な分野にわたるため、計画策定担当課（子育て・健康推進課）が中心となり、年度ごとに関係各課の施策や事業の実施状況を把握し、関係各課が連携して施策に取り組むことができる体制づくりを進めます。

さらに、国・県や関係機関との連携を強化し、本計画を推進します。

### 3. 計画の進行管理

本計画で定めた教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みや確保方策等をはじめ、各施策や事業などについて、定期的な進捗管理及び評価を行います。

また、庁内の推進体制や「熊野町子ども・子育て会議」などにおいて、P D C Aサイクル【Plan（計画）-Do（実施・実行）-Check（評価・検証）-Action（改善）】のプロセスを踏まえた計画の進行管理に努めます。

#### ■ P D C Aサイクルのイメージ



発行：広島県安芸郡熊野町 〒731-4292 広島県安芸郡熊野町中溝一丁目1番1号

T E L : 082-820-5637 F A X : 082-854-8009

編集：熊野町子育て・健康推進課